

委員および一般からのご意見

委員から流域委員会への意見、指摘 (2006/7/6 ~ 2006/10/7 前回委員会以降)
委員からの意見はありませんでした。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘 (2006/7/6 ~ 2006/10/9 前回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内容
718	細川ゆう子氏	06/10/9	淀川流域委ウォッチャーズ 8(061010版)「やっと築いた信頼関係を壊さないでね!」が寄せられました。別紙718-1をご参照下さい。
717	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/10/7	「『全ての生の為に川上ダムを止めよ = ダム予定地から前深瀬川上流を探索して = 』が寄せられました。別紙717-1をご参照下さい。
716	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	06/10/6	「宇治川改修に関する審議について」が寄せられました。別紙716-1をご参照下さい。
715	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	06/10/6	「宇治川改修についての質問書(国土交通省近畿整備局宛)」が寄せられました。別紙715-1をご参照下さい。
714	細川ゆう子氏	06/09/19	「流域委員会定年制は「もったいない」」が寄せられました。別紙714-1をご参照下さい。
713	佐川克弘氏	06/08/1	「水需給バランスについて 2/4に対する疑問」が寄せられました。別紙713-1をご参照下さい。
712	山岡久和氏	06/07/29	「天ヶ瀬ダム再開発並びに宇治川改修についての意見」が寄せられました。別紙712-1をご参照下さい。
711	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/07/19	『著作権法について』が寄せられました。別紙711-1をご参照下さい。
710	門馬三郎氏	06/07/08	河川整備計画の推進に関するご意見が寄せられました。別紙710-1をご参照下さい。
709	伊賀・水と緑の会	06/07/08	ご意見と「ほたるの生息地現況調査データマップ」が寄せられました。別紙709-1をご参照下さい。
708	佐川克弘氏	06/07/08	「淀川下流における「利水安全度」に対する意見」が寄せられました。別紙708-1をご参照下さい。
707	佐川克弘氏	06/07/07	「京都府の水需要の精査確認についての意見」が寄せられました。別紙707-1をご参照下さい。
706	宇治商工会議所会頭 中川恵次氏 社団法人宇治市観光協会 会長 山本哲治氏 宇治川漁業協同組合 代表理事組合長 中村英一氏	06/07/07	「宇治川の環境保全についての要望」が寄せられました。別紙706-1をご参照下さい。
699 再掲	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/05/12	「淀川水系流域委員会//考 その2」が寄せられました。別紙699-1をご参照下さい。 庶務注 庶務によるワープロ化の際に入力ミスがあったため、再掲いたします。ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。

淀川流域委ウォッチャーズNo.8(061010版) 「やっと築いた信頼関係を壊さないでね！」

7月4日以来、久々の淀川水系流域委員会が開かれる。その間流域委員会が活動していなかったわけではない。現地視察、学習会などを含めて多くの検討会が、非公開で開催されていたのだ。できるならば、それらも公開してもらいたかったが、一応流域委員会の事情も考えると難しいのもわかってしまう。できるだけ公平に周知し、参加できるように開催しようとするほど、費用も手間もかかる。すべて公開でやろうとすれば、十分な検討時間を、迅速に密に取ることができなくなる。ほぼ6年近く委員会が悩んできた課題だ。公開されない文句は他の人がいっぱい言ってくれるだろうから、私は、少し別のことを述べたい。

準備委員会を含めて6年以上のあいだ、淀川水系流域委員会は「新たな河川整備計画策定のモデルとなり得るのか」を絶えず問われてきた。第一期の4年間、何度も「意見を出しても何の対応もない。無視するつもりか」と言われ、傍聴者からは「何度足を運んで発言しても、聞きっぱなしだ」と批判され、傍聴者も委員と同じ資料を配布するから「次の開催予定のすべてを公開しろ」と言われ、公開できない理由をいちいち説明せねばならず、特に、提言や意見書作成の前に、厳しいスケジュールのため、どうしても非公開のワーキングなどが増えると「公開しろ」「信じてほしい」の押し問答。私も住民運動をやってきた人間として、傍聴者の気持ちは痛いほどわかる。けれども委員会の内情も知る者としては「委員も河川管理者も庶務も、本当に真剣にやっている。わかってもらえればいいのに」と思ってきた。

住民への情報提供や意見聴取にとっても熱心に取り組んでいる若い河川管理者が「どうして住民の人たちは、ああまで疑心暗鬼なのか。始めから疑われては対話が成り立たない」と嘆くと、ある住民参加部会の委員が諭しておられた。「今まで行政と戦ってきた住民の人たちは、行政に殴られ痛い目にあってきたのだ。殴られた痛みは、そうそう忘れられるものではない。住民参加に協力してもらいたかったら、河川管理者はまず『ごめんなさい』と言ってから対話を始めるしかない」と。本当に、全国の河川管理者にはこのような謙虚な気持ちを持ってもらいたいものだ。

今回、公開の流域委員会が3か月も開かれないうち、住民のおもてだった批判をまったく聞かなかった。あれほど委員会を監視し続けていた住民団体の面々が、委員会の検討の

結果を黙って静観したのだ。「委員会は、決して考えをぶれさせず真剣に検討を続けている」と信頼していなければ、ありえない事態だ。すごいことじゃない？委員会を中心にして、河川管理者と住民のあいだに、ついに信頼関係が築けたのだ。苦節6年、やっと淀川水系流域委員会と河川管理者の努力が実ったのだ。それには、住民団体がわの「信じよう。信じたい」という努力も大切だった。淀川水系流域委員会に関わったみんなの努力を讃えたい。

しかし、まだ河川管理者は河川整備計画どころか、整備計画案でさえも発表していない。道のりはまだ半ばでしかない。ここまでみんなでやっと築いた信頼関係は、いつ壊れるかわからないのだ。特に河川管理者は、委員会に意見書を出させるばかりで、去年「5ダムについての方針」を発表して以来、委員会に対して何も答えていない。

整備計画の策定のためには、住民参加が不可欠だ。河川管理者は時々「サイレント・マジョリティの考えを聞きたい。どうすれば知ることができるのか？」と言う。多くの人に意見を聞けば、傍聴者とは違う考えが聞けると思っているようだ。私は「自分で情報を手に入れ問題意識を持ち、自分から足を運んで発言してくれる人たちを、一部の偏った考えの人間だと思うのは、甘いぜ」と思う。サイレント・マジョリティは、情報が少ないか少ないか、問題意識が乏しい人たちだ。問題意識を持つ能力がないわけではない。適切な情報さえ与えれば、行政の説明を鵜呑みにせず自分で判断することができる人たちだ。

滋賀県の新幹線新駅問題がいい例だ。7月の滋賀県知事選で争点になって以来、連日マスコミが取りあげ始めた。最初は「新幹線新駅」と報道されていたのに、今は子どもでも「栗東」という地名と「もったいない」を知っている。そして、関西中の人間が「この計画には無理がある」と思っている。こんなふうには、周知されたときに問題意識が生まれ、一つの方向に大勢が傾くのがサイレント・マジョリティだ。最初から問題意識を持った人たちの意見は、何かのきっかけで一気に多数の意見になる可能性があるのだ。だからこそ淀川水系流域委員会は、できるかぎり会議を公開し、傍聴者意見を聞き続けなくてはいいけない。河川管理者は、傍聴者意見を含め、委員会の議論を謙虚に聞いてほしい。行政に都合のいいサイレント・マジョリティの存在など幻想せずに。

流域委員会裏話(7) ハイブリッド堤防実現の夢

私は下流の住民だから、整備計画の第一稿に「堤防強化」が入ったときはうれしかった。しかし、その強化の工法は新しい河川整備になじまない気がした。それで今本先生に「他の方法はないのですか？」と質問した。先生は、喫茶店の紙ナフキンに図を描いて「ある。ハイブリッド堤防といって、堤防に芯を入れる方法だ」と教えてくださった。私は「それだ!!」と思って、ハイブリッド堤防に夢中になった。水工技術研究会で発行した本も読んだ。私が「私の地元にはハイブリッド堤防が必要だ」というと、河川管理者の人たちはいろいろできな

い理由を説明してくれる。そのどれも「じゃあ、しょうがないな」と納得する気になれない。先日は、河川堤防のとて有名な先生の論文も読んだけど、やっぱり納得できなかった。逆に聞きたい。「私の町のこの場所をハイブリッド以外の方法で強化する方法があるなら教えてほしい」と。どこでもハイブリッドにしろと言うのではない。私の町は輪中堤の中だ。越水破堤を起せば大災害だ。なのに、他より低く真先に越水する場所がある。そこにハイブリッドで越水対策をするのが、命をかけても実現したい私の夢だ。

『全ての生の為に川上ダムを止めよ』

= ダム予定地から前深瀬川上流を探索して =

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野隆彦

A. 「川上ダム上流域環境探索ハイキング」での中流域観察。

日時 6-6-1 (木) 10:00~17:00

参加者 小林 昌子(横尾川ダム問題活動者、和泉市議)
和田 加津子(余野川ダム問題活動者)
新保 宏志(伊賀・水と緑の会々員)
畑中 尚(〃〃〃 副代表)
新保 満子(社)大阪自然環境保全協会理事)
高田 直俊(〃〃〃 会長)
小山 公久(伊賀・水と緑の会 自然文化部責任者)
浅野 隆彦(自然愛・環境問題研究所)

観察

1. 前深瀬川の流氷は平水状態、凡そ水深30~50cm。
2. 魚としては、カワヨシノボリ、ウグイが視認された。
3. 鳥はカワガラス、アオサギ、チュウダイサギ、ヒヨドリ、サシバが視認、ウグイスの声が多かった。
4. 平均500m²位の山林皆伐が目につくだけで3ヶ所。
〔※ 検討中であるのに、サッサと環境破壊を先行させている。〕
5. ダム建設用プラント施設の用地を奥深瀬に整備し終っている。鋼製橋2基共。
〔※ ダム本工事と一体のもので、先行させるべき理由がない。〕
6. 水没予定地に付替道路工事が出た残土を仮置している。
(※ 仮置であるから環境被害はないと思っているのか。)
7. 周辺の山林は手入されておらず、病的状態。水土保持は危機的である。
8. 「地すべり地」と大きな看板。
(※ 堆砂量が特に多い不安定地質地帯なのだ！)

観察 9. オオサンショウウオ用のコンクリート製巣穴?発見。

〔※ オオサンショウウオは溪畔林の根元がえぐられた砂土質の天然洞穴が最高なのだ。〕

水質 水生生物による簡易判定→ コガタシマトビケラが多く、「Ⅱ」:
少しきたない水に該当した。調査-小山、判定-浅野

バックテスト結果の問題点→ COD 8 ppm.

〔※ 後に『木津川流域 いっせい水環境調査報告書』(木津流域リフレッシュ事業推進協議会)2001年・2002年。を見れば、前深瀬川(小河内橋)、川上川(種生橋)、城川(さくら保育園横)が、CODが非常に高い場所と指摘されていた。一体全体、これはどうした事だ。伊賀・水と緑の会はこの原因を探る為、これから調査に入る。〕

ハイキングで得た感想としては、『豊かな生物の宝庫もダムがどうして壊さなければならぬのだ?!』に集約されていたと思う。

B. もう一つの水質調査<身近かな自然観察>川と遊ぼう・川の生き物を調べよう。(NPO法人 伊賀・水と緑の会 06-8-21) から引用して述べる。

調査場所 前深瀬川 流量観測所地点。

1. 採取場所の水深 30cm

指標生物としては、カワナヤゴオニヤンマが多く、ⅠとⅡ両方に生息するヒゲナガカワトビケラ(瀬虫)が非常に多かった。調査-森本。

2. 採取場所の水深 40cm

指標生物としては、カワナヤスジエビが多く、ⅠとⅡ両方に生息するヒゲナガカワトビケラ(瀬虫)が非常に多かった。調査-小山。以上から判定を浅野が行なった。

水質 水生々物による簡易判定 → 「Ⅱ: 少しきつない水」

パックテスト結果による問題点 → COD 8 PPM.

〔この意見書に於ては、水質調査表・集計表は省略した。〕

- ∴ 以上の結果から、前深瀬川は水質が悪化して来ている事が明らかになった。この事がいつから初まったのか、今のところ、筆者の手元にはデータがない為に断定できないが、「ダム事業実施」に密接に関わっているとの推測をしている。汚染源の追跡と共に、「ダム関連工事」や「産廃」等の監視が最低限必要であろう。オオサンショウウオを含む「生物の宝庫」が、「ダム事業」の流れの中で、既に相当のダメージを受けている事を直視しなければならぬ。

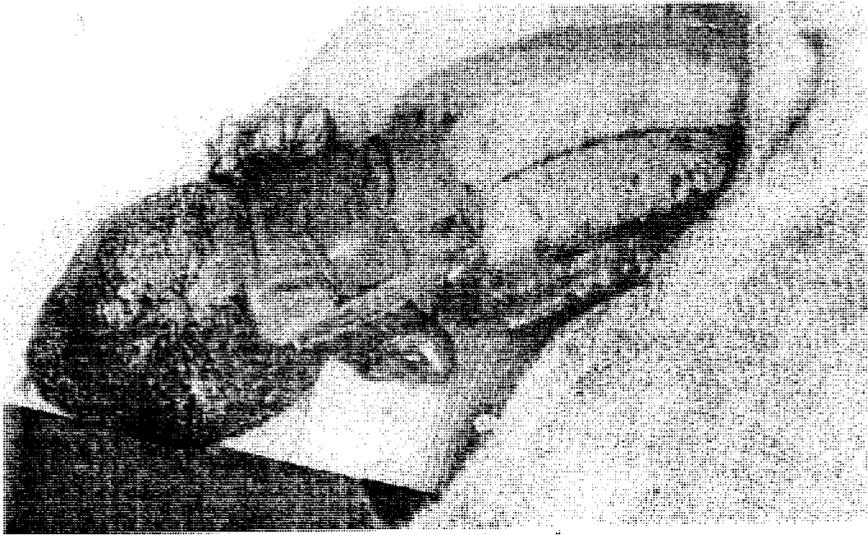
B. オオサンショウウオの虐待。

「川上ダム オオサンショウウオ調査保全検討委員会」が進めて来た事は、本来の「保全」ではなく、「ダム実施を最優先に、オオサンショウウオを追い出す」事であった。学者、専門家達は初めから「生態系の保全の為に、ダム計画をどう見直すべきか」という観点で議論した事は一度もない。〔第1回～第9回議事録〕

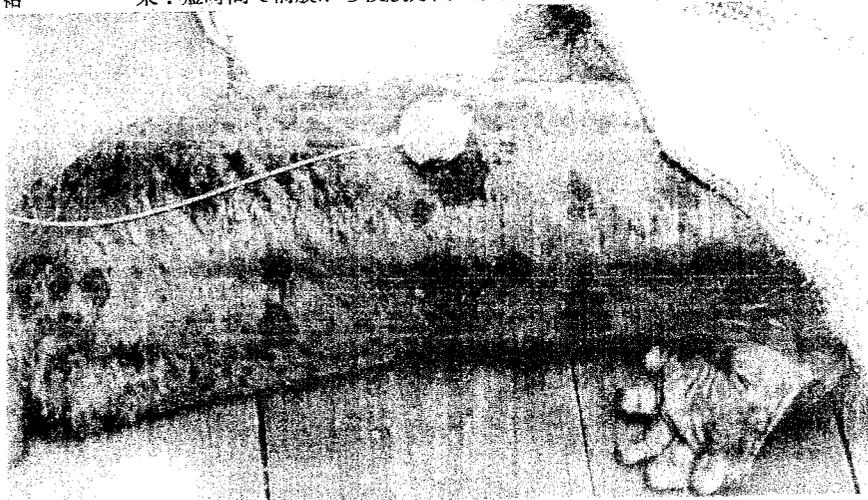
人工收容所に関じ込め、観察、人工繁殖、上流域への移転試験強行（上流域の生物環境調査欠落のまゝ、50数尾を移転させ追跡調査の結果、半数以下しか再確認できなかった。恐らく、未確認の大半は過密競争により死亡した可能性が高い。見つけた個体の中でも体重が減少していた者も多いと言う。）をして、大方の顰蹙（ひんしゃく）を買ったりしている。これらの殆んどが、オオサンショウウオへの虐待であり、基本的に『川上ダムが全ての生命を脅やかす張本人である』ことを示している。

次頁に象徴的にそのイメージを持つ写真を掲げる。「同検討委員会」のオオサンショウウオへのラジオ・ビーコン取付試験である。

写真 3枚共「川上ダム オオサンショウウオ調査保全検討委員会」資料



取り付け方法2) : 胴体前肢部に衣服を着せ発信器を固定する(かなりきつめに装着)。
結 果: 短時間で前肢から後肢方向へ脱落した。



取り付け方法3) : 尾部周縁部から出来るだけ中心部側に発信器を釣り糸で縫いつけ固定した。
結 果: 麻酔なしで取り付けることが出来た。



取り付け方法3) : 縫いつけた発信器の反対側を釣り糸が皮膚に食い込まないように革製のあて布をつけた(発信器は裏側にある)。

写真6-2-4(3) 取り付け試験の状況

※ 自分達は、個体に傷つけ、苦しめておきながら、学術的な「川上川と前深瀬川の個体間」に於けるDNA相違確認の為の組織採取を拒否した。

2006年10月5日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

宇治川河川改修に関する審議について

- 1、天ヶ瀬ダム再開発にともなう宇治川河川改修について、淀川水系流域委員会は、「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見(淀川水系流域委員会)」の「シートNO. 治水6-1-5-3.1 事業名 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減(瀬田川・宇治川の掘削)」の中で、「宇治川塔の島地区の掘削については、当初の掘削計画を大幅に縮小しようとする努力は評価することが出来るが、流れを阻害する既設構造物の撤去を行って、削減量のさらなる縮小をはかる必要がある。塔の河地区河川整備に関する検討委員会を設けて河道掘削法などについて審議していることは評価するが、審議の経過報告が必要である。」また「天ヶ瀬ダム再開発、宇治川河道掘削については、進捗状況の報告がないので意見を保留する。」としています。
- 2、宇治川塔の島地区の河川改修の最大の問題点は、世界遺産を生み出し、世界遺産と一体となった景観と環境の破壊問題です。流下能力が900~1000m³/秒しかないところに天ヶ瀬ダム再開発を行って、宇治橋附近で1500m³/秒を流そうという、琵琶湖後期放流計画が問題なのであって、この計画の宇治川河道掘削に先行する関連工事によってすでに宇治川の景観と環境がおおきく破壊され地元で大問題となっていることは数回にわたり提出した意見書・報告資料でご承知のことと思います。
- 3、河道掘削計画は、当初計画(昭和46年)平均3.3m掘削が、平成13年3月の「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会」(淀川工事事務所設置、2000年12月~01年3月)で平均1.2m掘削計画に変更され、さらに淀川水系流域委員会の意見を一部受けて2004年8月、平均掘削0.8mに変更されました。現在さらに変更した計画案が「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」(2005年10月、淀川工事事務所設置)に出されています。

私たちは、結論を優先させることで、平成12年の検討委員会の失敗を繰り返すのではなく、世界遺産と一体となった景観と環境を保全するために、

あらゆる可能性を検討すること、地元住民・関係者・関係団体が納得出来る計画とすることを要求しています。

地元住民の意見の一端は、2006年2月12日、検討委員会主催の「市民の意見を聴く会」も参考にしてください。

- 4、「塔の島地区整備に関する検討委員会を設けて審議していることは評価する」ということですが、その審議経過が流域委員会へはまったく報告されていないのが問題であることを、この間、傍聴者発言や意見書で指摘してきました。

検討委員会は2005年10月1日に第1回委員会、12月14日に第2回委員会、2006年2月12日、「市民の意見を聴く会」と第3回委員会、3月27日に第4回委員会が開催されています。

第2回委員会では 現在の0.8m掘削計画、塔の川締切堤撤去、塔の河m掘削、本川0.4m掘削の計画、 + 塔の島、橘島の上面1m掘削の3ケースが提示されています。

流域委員会は、「流れを阻害する既設構造物の撤去を行って削減量のさらなる縮小をはかる必要がある。」との意見ですが、検討委員会への提示案は「導水管の撤去、亀石周辺の遊歩道の撤去」については全く不十分で委員会の意見の沿ったものとなっていません。私たちは全面撤去を求めています。

まず破壊された景観・環境の修復が先決です。そして検討委員会に提示されている案は、景観や環境への影響が大きくて、検討は慎重を要し、時間を要します。検討委員会の審議の中で、塔の島地区のバイパストネル案も検討することとなっているのは評価できます。

最近、魚類の急減など生態系環境に対する疑問と意見が地元関係団体(商工会議所ほか)から建設省への意見書として出されています。

いずれにしても検討委員会の審議の経過をすみやかに報告させることが、流域委員会が天ヶ瀬ダム再開発、宇治川河川改修計画を審議するために必要です。

- 5、さてその「塔の島地区整備に関する検討委員会」は、本年3月27日の第4回委員会以後開催されていません。半年以上検討委員会が開催されないということは審議のあり方として疑問に思います。

私たちは、形式的な審議を廃し、根拠を明らかにして、あらゆる可能性をふくめ、慎重に検討・審議すべきという考えであって、審議をせかせるものではありません。しかし半年間も検討委員会が開催されないことは理

解できません。委員会の審議のあり方として問題なのではないでしょうか。もしちがうところで実質審議しているということであれば、それは検討委員会の出発時の「審議の公開」に反する信義違反となるのではないのでしょうか。

- 6、流域委員会で宇治川河川改修について審議いただく場合は、繰り返し現場をよく見て、地元意見を聞き、地元住民が何を求めているのか理解した上で、実質的な審議を行っていただくことを要請します。

以上

2006年10月5日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田 秀雄

下記の質問書を国土交通省へ提出しました。流域委員会におかれましてもご
検証ください。

記

2006年10月5日

国土交通省近畿地方整備局 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田 秀雄

宇治川河川改修についての質問書

1、淀川水系流域委員会は、「淀川水系5ダムについての調査結果についての意見書」(平成17年12月22日 淀川水系流域委員会)の「4-3-1 天ヶ瀬ダムの放流量の増大(1)放流能力の増大量」の2行目で「河川管理者が05年7月の『調査検討』で示している天ヶ瀬ダムの洪水期制限水位での1500 m^3 /秒への放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事实施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠をもっているとはいえない。」と書かれています。

これは「天ヶ瀬ダムの洪水期制限水位での1500 m^3 /秒への放流能力の増大」は「明確な論理的根拠をもっているとはいえない。」

「71年12月に策定された淀川水系工事实施基本計画に示されたもの」は「明確な論理的根拠をもっているとはいえない。」ということになります。

これは非常に重要な指摘だと考えます。この指摘に対して河川管理者として淀川水系流域委員会においていまだ見解表明されていません。

いかなる見解をもたれているのかご回答ください。

2、河川管理者は、大戸川ダムは「当面実施しない」と結論されました。

1971年の「淀川水系工事实施基本計画」は、「宇治川流域で2日間に272mmの降雨(1/150)があった場合、大戸川ダムと天ヶ瀬ダムで流量調節して天ヶ瀬ダムで1200 m^3 /秒の放流、下流の合流流量を合わせて宇治橋付近計画高水量1500 m^3 /秒」と定めていると理解しています。

宇治川洪水において、大戸川ダムを前提としていた上記治水計画は、大戸

川ダムがない場合、どのような治水計画になるのでしょうか。具体的にご回答ください。

3、河川管理者は、鹿跳溪谷は景観を守るためにバイパス・トンネルを計画(約100億円)しています。塔の島地区ではバイパス・トンネルは今のところ具体的になっていません。

鹿跳溪谷の景観と塔の島地区の景観とそれぞれの価値についてどの様に認識されていますか、ご回答ください。

4、資料に関する質問

河川管理者は、「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討(とりまとめ)」(淀川水系流域委員会第45回委員会審議資料1-6-1、第42回委員会審議資料1-6-3)において「宇治川の塔の島地区の改修規模は1,500 m^3 /秒なので、琵琶湖から放流できる最大量も1,500 m^3 /秒になります。」(P10の14行目)と書かれていますが、平成17年7月1日に河川管理者は「大戸川ダムは当面実施せず」という方針を出したのですから、大戸川ダムはないのであって、大戸川の流量300 m^3 /秒を考慮すれば、瀬田川洗堰の最大放流量は1,200 m^3 /秒以下となる。大戸川の流量がゼロでない限り、瀬田川洗堰の最大流量は1,500 m^3 /秒にはならないと考えますがいかがですか。

また記述が誤まっているのではないかと2005年8月22日の「住民と流域委員会の意見交流会」、その後の8月24日の流域委員会においても指摘し、河川管理者も認めながら資料を訂正されていない。これは真摯な態度とはいえないと考えますがいかがですか。

あわせてご回答ください。

「天ヶ瀬ダム再開発について～放流能力の増大方策～」(淀川水系流域委員会第31回審議資料1-5、第32回委員会審議資料1-5)で「琵琶湖後期放流時に1500 m^3 /秒を放流するためには」(P6、1行目)と書かれていますが、琵琶湖後期放流時に天ヶ瀬ダムで1500 m^3 /秒放流するのですか。

天ヶ瀬ダムは1500 m^3 /秒の放流能力を持って、1500 m^3 /秒放流することはできません。71年12月に策定された「淀川水系工事实施基本計画」の「宇治橋付近計画高水量1,500 m^3 /秒」をこえて放流してよいのですか。

天ヶ瀬ダムから宇治橋の間に志津川、白川が宇治川に合流しており、また関西電力宇治発電所の60 m^3 /秒が合流しているのでこれらを考慮すれば、宇治橋付近計画高水量1,500 m^3 /秒を変えない限り、天ヶ瀬ダムで1500 m^3 /秒放流はできないと考えますがいかがでしょうか。

また、関西電力天ヶ瀬発電所の水量は、天ヶ瀬ダムの放流量に入るのですか、

入らないのですか。合わせてご回答ください。

以上

流域委員会定年制は「もったいない」

平成 18 年 9 月 18 日

細川 ゆう子

淀川水系流域委員会が始まって、6年が経過しようとしている。優れた先生方、誠実に仕事をされる河川管理者、庶務の方、熱心な傍聴者の方、多くの出会いに恵まれた。さまざまな経験が昨日のように鮮明に思い出される。充実した日々を送らせていただいた。ただ、第二期委員会の行方には危機感を覚える。

「いつまでも第一期のことを言うべきではない」と言われるかもしれない。だが、あえて言わせてほしい。第一期委員会が始まったとき、各委員の挨拶を聞いて感じたのは、専門家の先生方の「新たな川づくり」にかかる期待の大きさだった。年配の先生ほど、大きな夢を語られる姿に感動した。私は猪名川部会のみ委員だったので、その後一年半ほどは、ほかの先生方にお会いできる機会は少なかったが、米山先生には大変感謝している。「猪名川を都市河川のモデルにしよう」と私たちを率いてくださった。

各部会で、まず現地視察をしようということになったとき、米山先生は「ぜひ、猪名川の源流を訪ねたい」とおっしゃった。しかし、二回の現地視察のコースに組み込むことはできなかった。先生は、同じ大学の先生に頼んで車を調達し、有志で自主的に行く手はずをつけてくださった。猪名川の源流が流れ出す小さな山は、頂上にプラネタリウムがあり、キャンプ場があり、携帯電話のアンテナの工事中だった。山を降りるとすぐ、道路の整備された町が始まっていた。「猪名川は、源流から人の気配のする、完全な都市河川なのだ」と衝撃を受けた。「さすがに源流の水はおいしい」と一緒に飲んだり、キャンプ場でお弁当を広げたり、猪名川の渓流が見える店でコーヒーを飲んだり、とても楽しかった。そして、そのときの経験が、猪名川を考える上で大変参考になった。何度か先生と一緒に猪名川の現地視察に行ったが、余野川ダムダムのダムサイトを見渡す場所に行くための階段が大変な急勾配で、行くたびに先生の足元がおぼつかなくなるのが心配だった。特に、4年目のダムワーキングの現地視察のときは、おつらそうだった。

米山先生のお名前だけを挙げさせてもらったが、第一期流域委員会では、現役を離れた先生方の活躍が目覚しかった。ご自分の専門外のことにも好奇心旺盛で、熱心に河川管理者や他の委員に質問する。勉強されて、どんどん発言をされる。時給の出ないワーキングでも、現地視察でも、所属外の部会でも、どんどん出席される。本当に、命を削られるのではないかと心配なぐらいだった。(実際、4年の間に体調を崩された先生は少なくない。流域委員会が無関係とは思えない)委員会の仕事がどんなにハードなとき

でも、先生方に比べれば、自分の年齢でとても泣き言は言えないとがんばれた。

淀川水系流域委員会の提言、意見書には、何十年もの間、これまでの河川整備に納得していない多くの先生方の「新たな川づくり」をめざす夢がいっぱい詰まっている。淀川水系の新しい河川整備計画に琵琶湖、淀川の未来を託すために、命を削るほどの思いがかもっている。いや、先生方だけではない。流域委員会に関わったすべての人の夢がかかっている。それを、どう継続し発展させるのか。第二期委員会にお任せするしかない。

これまで、傍聴席からずいぶん勝手なことを言わせてもらった。それも、第二期委員会に期待するからこそとお許しいただきたい。流域委員会に新しい頭脳が加わり、さらに発展した議論をしてもらえることはいいことだと思っている。しかし、それは第一期の委員の協力に加えてこそではないだろうか。けれども現実には、第二期が始まって以来、第一期委員のほとんどが傍聴にも来てくれない。古い気質の先生方は「第二期の委員に代わったからには、すべてを任せ口を挟むべきではない」と思っておられるのだろう。ある先生は「仕事ではないのに、本職を休んで傍聴には行けない」とおっしゃっていた。また最近ある先生から「委員会の定年制により出席を禁じられて以後、無資格者のレッテルを貼られた以上、出席すべきでない」と心に決めております。」との悲しいメッセージをいただいた。4年間命を削って働いた委員が、多かれ少なかれこのように思っておられる。それを、河川管理者はどう考えているのか。

委員会運営の予算がどんどん厳しくなるから、委員を一気に削減した。けれども、時給を下げてそれでもやってくれるなら、人数を絞らず続ける道もあったのではないか。4年間流域委員会の基礎を築いた委員のその後の処遇についても、検討しておいてもらいたかった。私のような一般の住民と違い、先生方にはそれなりのお立場がある。今後も流域委員会に対して協力していただけるような受け皿の用意をしなければ、それこそ「もったいない」。近畿の最高の頭脳は、70歳を過ぎても十分貴重な働きをしてくれるはずだ。年齢が若ければ、頭も柔軟でよく働くとは限らない。少なくとも第一期流域委員会で定年制により去られた先生方は、大学現役の先生方が出席することも困難で苦しむのに比べ、はるかに意欲的に参加し、柔軟に理解し、新たな川づくりの理想を語ってくれた。それを、心ならずではあろうが、発言を封じするような実態は、琵琶湖、淀川の未来のために大きな損失だ。次は第二期の委員の任期が切れる。今度こそ、淀川水系流域委員会が、継続するほどに多くの人が夢を膨らませられるような、輪がさらに広がり、多くの知恵が結集されるような、運営のあり方を検討してほしい。

2006. 7. 29

佐川 克弘

「水需給バランスについて①2/4」に対する疑問

第7回利水・水需要管理部会審議資料1-1通し番号153に関し、貴委員会は河川管理者に対して最大取水量だけでなく平均取水量もそのデータを提供するよう要請されていますが、私も当然の要請だと考えます。しかしこれだけでは不十分ではないでしょうか？私は利水について全くの素人ですが、河川管理者の提供資料について、以下の疑問を感じております。貴委員会がこの疑問を解明して下さいようお願いいたします。

1) 供給可能量について

1-1) 計算方法

どのように計算したのか？資料は農水を除いているので、仮に次の計算式で計算したとすれば、現実の供給可能量と著しく乖離してしまう恐れがある。

$$\text{供給可能量} = \text{実績流量} - (\text{農水権量} + \text{河川維持流量})$$

1-2) 2/20の発生日は？

2) 最大取水量

2-1) 計算方法は？

仮に個別の水利利用者の最大取水量を単純合計したとすれば（全ての水利利用者の最大取水記録日が同一日とは限らないので）真実の最大取水量を上回ることになる。

2-2) それぞれの年における記録日は？

恐らく7～8月に記録されていると思われるが、勝手に“想像する”のではなく、事実を確認しておきたい。

3) 月別・一日平均取水量

添付別紙は平成14年度の大阪府・大阪市の一日平均取水量です。たまたま私の手元にあった「大阪府水道部統計年報」「大阪市水道局事業年報」から作成したものです。この資料はすべての水道事業者を網羅していないだけでなく、わずか1年の実績ですからマクロ的判断に資するにはあまりにも不十分です。また工水のデータも当然必要です。

過去20年でなくても過去10年、最悪過去5年間のデータを河川管理者に提供してもらうべきではないでしょうか？

4) 農水

ご記憶の方もおられるとは思いますが、別表は04.10.18意見書No511で貴委員会にご報告した高槻市東部土地改良区の取水実績です。H15年度6月の一日あたり実績は49,994m³で、水利権量の約27%でした。

河川管理者が「利水者の水需要の精査確認」において農水を除外することは「精査確認」になっていないと考えます。仮に貴委員会がこれを容認されるとすれば“アンバランスな水需給バランス”の審議になるのではないのでしょうか？

5) 水利権と基準渇水流量との考え方について

私は河川管理者から正式に説明されたことがありませんが、従来すべての水利使用者が許可されている取水量の合計が、基準渇水流量と等しいか少ないことを前提としていたようです。（河川管理行政実務研究会／編著「河川管理の実務」による）

しかし次に述べる水利使用の実態を勘案するとこの考え方は必ずしも妥当とは思われません。そればかりかこの「水需給バランス」のグラフを不用意にみると、いかにも「利水安全率」が低いと誤解しかねないと思われます。広く知られていることばかりですが以下に水利使用の実態を挙げてみます。

①一日最大取水量

1年365日において水利使用者が最も多く取水した水量。水利使用者は個別に記録しているが、河川管理者は（淀川下流なら淀川下流の）一日最大取水量をグラフに表示すべきである。繰り返しになるが、計上した月日の異なる個別の一日最大取水量を単純合計することは正しくない。

なお水利使用者は、元来“予想される一日最大取水量プラスアルファ”を河川管理者から許可を受けてきた。大阪市の場合はこの“予想”が外れた典型的な例だと思われる。

②月別取水量（月別一日平均取水量）

典型的なのは農水です。高槻市東部土地改良区の場合取水量が多いのは6～9月です。恐らく外の土地改良区も同じ傾向でしょう。

水道についても（H14年度大阪府・大阪市の場合は）6～10月の取水量が年間平均以上です。

2/20の発生年月日が6～10月以外の日にちだとすれば、たとえ供給可能量が一日最大取水量を下まわっていても実質的には支障がないことになりますし、まして水利権量を下まわっても問題ないと断言できます。（いくら地球温暖化と叫ばれていても2月や3月に田植えはしないでしょ）

要は「水需要の精査確認」のコトバが泣かないように、貴委員会が「精査確認」されることを期待しております。

以上

大阪府・大阪市の一日平均取水量

(単位：m³)

	大阪府	大阪市	合計	比率
14年4月	1 5 9 5 9 6 0	1 4 2 7 6 1 3	3 0 2 3 5 7 3	98. 2
5月	1 6 2 5 2 3 9	1 4 3 5 1 0 3	3 0 6 0 3 4 2	99. 4
6月	1 7 0 6 4 9 1	1 5 0 7 7 8 7	3 2 1 4 2 7 8	104
7月	1 7 6 0 3 9 5	1 6 1 3 7 2 9	3 3 7 4 1 2 4	110
8月	1 7 2 7 7 2 8	1 5 7 6 1 7 7	3 3 0 3 9 0 5	107
9月	1 6 8 6 5 0 2	1 5 1 8 0 2 0	3 2 0 4 5 2 2	104
10月	1 6 3 7 7 0 0	1 4 5 3 9 8 7	3 0 9 1 6 8 7	100
11月	1 6 1 8 3 7 5	1 4 0 5 6 7 3	3 0 2 4 0 4 8	98. 2
12月	1 6 2 4 4 9 7	1 3 9 0 4 4 2	3 0 1 4 9 3 9	97. 9
15年1月	1 5 3 9 8 2 9	1 3 2 8 3 2 3	2 8 6 8 1 5 2	93. 2
2月	1 5 4 6 0 0 6	1 3 4 6 8 0 0	2 8 9 2 8 0 6	94. 0
3月	1 5 2 0 3 5 0	1 3 4 0 4 9 4	2 8 6 0 8 4 4	92. 9
平均	1 6 3 2 6 8 3	1 4 4 5 9 4 3	3 0 7 8 6 2 6	100

(注)

- 1) 出典＝「大阪府水道部統計年報」「大阪市水道局事業年報」
- 2) 平成14年度の一日最大取水量は3 6 3 3 4 1 0 m³で、その発生日は8月1日。
- 3) 水利権量は大阪府＝2, 2 2 8 千m³、大阪市＝2, 6 7 6 千m³、合計4, 9 0 4 千m³。

【資料4】

平成14年度

五領揚水機場月別取水量実績表

（高槻市東部土地改良区）

佐川克弘氏

総計	1号機	2号機	3号機	4号機	取水量 合計
	1時間の取水能力3,240 ^ト 取水量 ^ト	1時間の取水能力3,240 ^ト 取水量 ^ト	1時間の取水能力1,260 ^ト 取水量 ^ト	1時間の取水能力1,260 ^ト 取水量 ^ト	
4月	137,376	134,784		32,256	304,416
5月	291,600	284,472	85,680	33,768	695,520
6月	588,060	531,684	372,204		1,491,948
7月	429,300	408,240	218,988	45,360	1,101,888
8月	493,128	478,872	334,278	12,600	1,318,878
9月	377,784	361,584	336,420		1,075,788
10月	152,928	155,520	9,072	12,096	329,616
11月	142,560	155,520	21,168		319,248
12月	155,520	142,560	21,168		319,248
1月	95,580	103,680	22,302		221,562
2月	142,560	142,560		21,168	319,248
3月	163,296	145,152		27,216	335,664
総計	3,169,692	3,044,628	1,421,280	184,464	7,833,024

平成15年度

五領揚水機場月別取水量実績表

総計	1号機	2号機	3号機	4号機	取水量 合計
	1時間の取水能力3,240 ^ト 取水量 ^ト	1時間の取水能力3,240 ^ト 取水量 ^ト	1時間の取水能力1,260 ^ト 取水量 ^ト	1時間の取水能力1,260 ^ト 取水量 ^ト	
4月	175,770	131,755	16,510	11,597	335,632
5月	294,824	255,280	75,676	68,652	694,432
6月	638,944	582,332	197,486	81,050	1,499,812
7月	483,878	410,152	79,047	139,245	1,112,322
8月	476,280	459,140	19,459	162,183	1,117,062
9月	507,465	478,736	213,801	46,679	1,246,681
10月	243,810	204,120	16,640	5,799	470,369
11月	175,770	167,265	13,045	2,899	358,979
12月	193,347	210,924	20,295	2,899	427,465
1月	128,061	118,017	5,799	0	251,877
2月	125,550	135,594	11,597	0	272,741
3月	163,215	150,660	23,194	0	337,069
総計	3,606,914	3,303,975	692,549	521,003	8,124,441

（日当り）
49,994^{m³}/日

（注）水利権量は 185,760^{m³}/日 (= 2.15^{m³}/s)

713-4 / 4
511-7

511 佐川克弘氏

2006.7.29

淀川水系流域委員会様
宇治市菟道 山岡久和

天ヶ瀬ダム再開発並びに宇治川改修についての意見

天ヶ瀬ダム再開発事業について

結局、天ヶ瀬ダム再開発は、琵琶湖の浸水被害の軽減以外に説得力のある説明は見当たりません。

付随的効果としては、確かに淀川、宇治川の洪水調節の効果はあります。しかし、京都府の新規利水の確保は、すでに暫定水利権の活用からしてあまり意味がなく疑問です。

これらを目的にして世界に類のない既設ダム本体に新しく穴を開けて1,500トンを流す計画(案)については、私は、ダム本体のみならず、エプロン等の改良も含めて沢山の問題があるのではないかと思います。

たとえ、ダムの中間部分から1,500トンが技術的に流すことが可能であると言う結論に至っても、既設のダムを運転しながら、既設のダム本体に穴を空け長期間にわたって工事することがどれほど危険な工事であるのか説明していただきたい。洗堰の全閉ルールが守られたとしても、いつ既往最大以上の降雨があるかもしれない最近の気象状況の中で、はたして、ダム下流に住む市民の安全を絶対に確保し、工事することが可能であるのか疑問です。

更に、昭和39年完成から現在、ダム湖上流部に貯まった土砂等は、当初計画どおりらしいが、すでに60数パーセントと聞いておりますが、これが、1,500トン放流になれば、瀬田川の流量を増やすことにより、琵琶湖南湖に貯まっているヘドロや悪水等とともに瀬田川を流下して天ヶ瀬ダム湖に流れ込みます。さらに、ダム湖の流速・流量が増加し、動的平衡状態がくずれ、ダム湖上流部に貯まってある多くの土砂やヘドロ等がダム湖に流れ込み、より天ヶ瀬ダムに近づくことになるのではありませんか。ましてや、大戸川ダムの建設を中止した現状、大戸川からの土砂等の流出や今でもダム湖の上流部には、沢山の土砂とヘドロ等が貯まっているので結果として、ダムの寿命を縮めることになり、天ヶ瀬ダムも遠くない将来に巨大な廃棄物といわれてしまうのではないのでしょうか。

これを回避するためにダム湖に貯まった土砂とヘドロを、排砂口を設けて下流に流すこととなりますが、土砂だけが流れればよいのですが、ヘドロ等の不純物を流せば下流域の宇治川、淀川、大阪湾の環境を悪化させることとなります。だからと言って水を汚さずに土砂とヘドロの分別を

しょうとすれば、高額な費用と時間が必要になります。多くの犠牲の上に作られた天ヶ瀬ダムを出来るだけ長く利用することが、費用対効果の視点からも大切なことではありませんか。

普通は、ダムの能力のアップによる土砂の移動に伴う堆砂対策であります排砂口の検討が、誰が見ても問題を回避するためとしか思えない排砂施設と天ヶ瀬ダム再開発事業を切り離して、単独の排砂施設として検討されるらしいですが、土砂移動の連続性を確保するからには、必ず「環境の保全」に十分な検討をされることと、将来に禍根を残さないような方法で実現されることをお願いします。

もう一つは、天ヶ瀬ダムの現状についてこのたび志津川区において、はじめて現状のダムが出している「低周波音・振動」について調査を始められることになりましたが、現状の天ヶ瀬ダムで起こっている「低周波空気振動」をご存知ですか。昭和44年当時、天ヶ瀬ダムより570トン～760トンが放流されていたと新聞報道されていますが、近接する靖国寺では屋根瓦が落ち、本堂の位牌が一人で散歩するほどの振動があったようですが、当時の建設省は、「空気振動で心配するに至らない」と取り合ってもくれなかったと掲載されています。しかし、今回の放流でも「低周波空気振動」は生じております。(余談ですが、昭和44年7月11日には900トン放流を行い、更に950トン放流をしたい旨を電話で宇治市長に通知して、拒否されたことが報じられています。)

昭和44年に靖国寺に起こった「低周波空気振動」の問題は、一部、保障工事をしたからとしても、今日に至っても解決されていません。

また、ダムがあることによって、魚類等の生態系が分断されている実態については、基礎案環境 3-11で述べられていますように、「天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会」で平成17年度も検討されてはいますが、宇治川の釣り人たちはあきらかに魚類の減少を実感していますが、現在までのところ何一つ改善されていないのではありませんか。また、降下ルートの一つとしてダムのコンジットゲートから魚類が落ちて「何割かの生存が確認されていた。」と言われていますが今回、天ヶ瀬ダムの800トン前後の放流は、エプロンの中は勿論、白紅橋下流まで渦巻いて真白にあわ立っていました。はたして生存があるのか疑問です。検討委員会の結論がより良いものでありますように期待します。(余談・白川浜に施工されましたフトン籠の現状は、目視ではありますが、ごみが引っかけり四角いので違和感があり大変苦しいものであります。その上、漁礁にもならず、ナカセコカワニナも付着生息しているようには見えません。河床の安定のためならほかの方法を検討されてはいかがですか。)

また、宇治川の水質は、天ヶ瀬ダムによる貯留による水質の悪化が問題ですが、水源地であります琵琶湖の水質の悪化がもっと問題であります。さらに琵琶湖に流入する河川からの流入水の悪化が問題であります。この流入水を琵琶湖周辺に住んで居られる方々の努力だけに任せてきた社会の仕組みを改めなければならないと思います。

琵琶湖南湖周辺の開発に伴う南湖の水質の悪化は、天ヶ瀬ダム湖で更に濃縮して宇治川を流れていきます。

琵琶湖に比べて水量の少ない宇治川は、琵琶湖南湖の水が濃縮されて、琵琶湖より激しく環境の悪化の影響を受けているのではないのでしょうか。ぜひ、調査していただきたい。

私たちは、治水、利水、環境はひとつのものとして捉え、流域は運命共同体であることを自覚して、琵琶湖から渡された水を、宇治川周辺に住むものは、宇治川の水を利用し、治めて、出来るだけ汚さないようにして下流域に住んでおられる淀川の人々や、人間以外の全ての生態系に渡さなければならないと思っています。

琵琶湖総合開発事業を25年の歳月と、1兆9千億円かけて貴重な天然湖沼の琵琶湖をダム化して完成されました結果、短期的には琵琶湖周辺に多大な恩恵をあたえました。

その上、更なる琵琶湖周辺の浸水被害の軽減のために、下流域には、「主たる目的が琵琶湖の浸水被害の軽減のための1,500トンの放流」に伴う天ヶ瀬ダム再開発事業、さらに、塔の島地区の河川改修事業が計画され、その結果、今までに行われました河川改修工事で、塔の島地域の景観破壊が著しく起きています。

この歴史的景観の保全是、宇治市民だけの問題でなく流域みんなの課題というべきものでもあります。

景観を破壊しなければ1,500トンの水量を安全に流すことができない場所があるにもかかわらず、「費用対効果」だけのために既設のダム本体に穴を空ける計画案を検討し、何が何でも塔の島地区の河床掘削等で切り抜けようとされていますが、あまりにも、「費用対効果」が優先されすぎていませんか。

このような場所は、多少の費用がかかっても出来るだけ多くの一般住民等の意見を集めて、あらゆる角度から検討を重ね、住民に説明し理解を求める努力が必要です。

その上で、最低でも将来にわたって「環境の保全」と「水害」に対しての安全が保障されなけれ

ば意味がありません。

ちなみに、今回の放流で塔の島地区に900トンが流されていますが、流域委員会の委員の皆さんは、一度でも自分の目で見ていただきましたか。この流れを見てどう感じられましたかお伺いしたい。

もう一点、環境に関する問題を検討されるときには、大方は河川管理者が選んだ専門家といわれる方々を中心とした「0000会」の意見だけで、ほとんど住民の意見を反映できるシステムがありません。これでは、いくら良い意見がだされても将来的に河川環境の共有も継承もされません。流域委員会は、住民参加部会等を設けて、一般住民の意見を聞いて反映されているように言われていますが、形だけの住民意見の尊重システムであり、これでは素人である住民の意見を羅列しているだけで、いかにして反映されているのか実感できません。

流域委員会関係のどこの会議も傍聴者のほとんどが国土交通省の職員等で占められている今のやり方に甘んじておられる委員会では、残念ながら今後も期待できません。

もう少し時間をかけて集まりやすい場所、日時、テーマ等で、説明も出来る限り分かりやすい表現で、参加者には自由に発言できる住民主体の会議もあっても良いのではありませんか。一般住民の方々は、あなた方よりは河川の現状を理論的に理解されてはいませんが、経験として一番良く知っておられます。その地元の方々の意見が反映できない会議は、私は不十分であると思います。

環境は一部の専門家といわれる方々だけのものではありません。みんなのものであります。ぜひ、出来るだけ多くの一般住民の意見が反映出来るシステムを立ち上げていただきたい。一旦失われた自然景観を元に戻すには、破壊するよりはるかに多くの時間と費用がかかります。

次に、天ヶ瀬ダムの1,500トンの放流は、琵琶湖の浸水被害の軽減のため、瀬田川を流れ、宇治川の環境を守りつつ、安全に淀川から大阪湾に注がなければなりません。そのためには、宇治川の堤防の安全性は絶対に不可欠であります。

国土交通省の従来からの「土提原則」については、今までの価値観で総合的に判断すれば、私は妥当性があると思いますが、しかし、今日では宇治川周辺の市街化はIT産業をはじめ目を見張るものがあります。万が一にも左岸堤防が決壊するようなことがあれば、宇治市は壊滅的打撃を受けるといっても過言ではありません。また、最近の気象状況を思うと、宇治川でも、いつ起こってもおかしくありません。

流域委員会が言われる「越水しても破堤しない堤防、洗掘されても破堤しない堤防、浸透して

も破堤しない堤防、更にはこれらの現象が複合的に発生しても破堤しない堤防」で、かつ、「環境の保全」がされるなら、そんな魔法のような堤防が考えられるなら、その実現のために、流域委員会が主張される「第二次淀川堤防強化検討委員会」を、ぜひとも立ち上げていただきたいし、更なる流域委員会の奮闘を心から応援するものであります。

また、緊急堤防補強区間における詳細点検の結果、宇治地域については、左岸堤防の浸透対策が4箇所だけが当面の問題にされていますが、調査結果すべてのデータを公表していただきたいし、同時に、長期にわたる琵琶湖の後期放流に対して本当に安全であるのか、納得させていただきたいと願うものです。

『著作権法について』

2006・7・18

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

A. はじめに

この意見論文は、下記引用の通り「著作物の利用について」とする意見が、委員会「参考資料 1」に公表された事を端緒に、正確には6月13日付で庶務に届けられ、6月22日に第71回運営委員会に報告される。浅薄にも真に受け「今後、新聞記事等の著作権について留意していく。新聞記事等を配付資料に掲載する際のガイドラインを庶務でまとめる。」と決定してしまった。そして、6月26日の第9回住民参加部会に於て、次頁に引用する「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する提案」中に「4. 著作権の保護に関する注意」として明記をしてしまった。又、又この報告を受け、法律専門家が出席していたにも関わらず、7月6日第51回委員会は、さして審議もせず、傍聴者たちに計りもせず、既定の事実のように「笑われもの提案」を決定してしまったのである。せめて法文なりとも調べるべきであろう。私はせめて愚策の「違法性」なりとも注意せんと委員長に声を掛けたが、発言を拒否されたので今回ここに詳しく論じるものである。

下記、高木氏の意見のみであれば「笑って」済ませていたであろう。上記に述べたように委員会は3度の審議にわたって検討する機会があったのである。この人たちは、本当に「モノゴトノシンジツヲシラベ、キヨシンニサクノリヨウヒヲシンギデキル」のであろうか？

700 高木伸治氏

〔資料 - A〕

流域委員会の本サイトを興味深く拝読しております。気づいた点がございましたので、以下に意見を述べます。

■著作物の利用について

「一般からのご意見」の別紙資料で、新聞記事を掲載されている資料がいくつか見受けられます。これら新聞記事の転載に際して、著作権者である報道機関各社、および記名投稿記事の掲載の際の著者からの著作物利用許諾は得ておられるのでしょうか？

利用許諾を得ておられるならば、その旨を併記する必要があるでしょうし、もし、許諾なしで掲載されておられるならば、所定の手続きを踏むべきだと考えます。

些細なことかもしれませんが、行政機関が運営する委員会の公式サイトでもありますので、ご検討のうえ、善処いただけますようお願いいたします。

〔資料 - A2〕

淀川水系流域委員会
第51回委員会 (H18.7.6)
審議資料2

2006年7月6日

淀川水系流域委員会

一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する提案

淀川水系流域委員会（以下、委員会という）は、発足当初から会議ならびに情報の公開を原則とするとともに、広く一般住民・傍聴者から意見を聴取し、審議に役立ててきました。一般住民・傍聴者の方々のご協力、ご支援に厚く御礼申し上げます。

なお、委員会は設立の当初から一般傍聴者、あるいは一般からの意見を重視しており、今回の提案はこの基本的姿勢を些かも変えるものではありません。

さて、これまで開催した委員会、部会等において、一部の意見提出や傍聴者発言により、委員会の健全かつ円滑な運営に望ましくない影響があったことは既にご承知のとおりです。そこで委員会では、一般住民からの意見聴取や傍聴者のご発言について下記のようなルールを定めることにいたしました。今後も一般住民からのご意見を真摯に聴取し、委員会審議のさらなる充実を期する所存です。ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

〈中略〉

4. 著作権の保護に関する注意

提出される意見に、新聞、書籍その他の著作物からの引用や写しが貼付または添付されている場合、ならびに配布される資料が新聞、書籍その他の著作物の写しである場合、意見提出者は、著作権の許諾を得たことを明記して委員会（庶務）にご提出下さい。

上の「提案」には細々と、問題の多い規則が数多くあるが、本意見では触れない。

B. 著作権法の目的と趣旨

とりあえず、重要である法文の規定を見てみよう。我々が今、直面している「参考資料1」への投稿である「意見論文」は、ジャンルとして言えば「批評」や「研究」の類である。次から次へ、関連する新聞記事を切抜いて紹介するのは、「報道」と言って良く、大いに参考になっている。

ここでは音楽や演劇、絵画彫刻、写真などの美術や文芸、放送、翻訳、電子計算機のプログラム等の分野に立入る必要は、ほごないとして紹介する法文を限る。又、この意見論文中に於て用いる語において、単に〈法〉と述べるは「著作権法」を指し、〈委員会〉は「淀川水系流域委員会」の事であり、〈庶務〉とはその事務方を請負う「シンクタンク」を言う。

(2)

著作権法

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的遺産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。

[以下 中略]

第一条に規定されているように、最大目的は「文化の発展への寄与」なのである。闇雲に著作者権利を優先させると、全体の文化が停滞してしまう恐れもある。社会的に著作物等の利用が公正に行なわれるようにすると共に、著作者の権利をも護っていかねばならない。そのような意図の法律なのだ。

第二条にあるように、この〈法〉で著作物とするのは「思想又は感情を創作的に表現した文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する」ものだけである。「著作権法」と聞いただけで闇雲にあらゆる印刷物やその他の表現物が「勝手に利用できない」と思いこむ。そのような人が多いらしいのは、今回の出来事によく判った。〈法〉文を読みもしていないのである。おいおいと判って頂けるよう説明をさせて戴こう。

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

五 建築の著作物

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 [七～九の例示を省略する]

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

第二条の(定義)で見たように、新聞記事などの雑報やニュース報道は創作ではなく、事実の伝達の範囲であるから、この<法>で保護される対象ではないのだ。明治立法の旧法から規定され、当然のように転載や引用などの利用が慣行となっているのに、今更の如く「著作権者の許諾が必要」などと<法>にも無い事を主張しても、虚しいばかりである。この際、「引用」に触れよう。これも旧法の第三十条に規定され、百年ほどの慣行の歴史がある。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

[2項を省略]

〈法〉第三十二条において、「引用」して利用できることが明確に規定されているのだ。その場合の著作物は「公表」されたものでなければならない。ここにも社会的文化活動の発展の為に、既存の文化的所産が生かされなければならないし、それが一方的に氷漬けにされた状態になれば、文化的停滞が起る事になり、著作者側にも社会としても大きな不利益を被むる事になるとの判断がある。著作者は自分の創作物が「社会的に注目され」「批評を受け」「研究の対象になる」ことで、有意ある評価を見出すことが出来る。自分の思想や感情を受け止め、それに反感したり批判を加える論文に「引用」されることは、自からの創作力の向上に資するものなのである。

社会はそのような「やりとり」(言論その他の表現方法をもって)を重ねながら、确实で重厚かつ柔軟な文化社会を築くことができる。頑なに「著作権利」を主張するばかりでは、逆に貧困な文化状態に落ち込むであろう。その代り西の高さや「いちいち許諾の確認」がどれだけ言論活動やその他の表現活動を抑圧するであろうか。想像するに難くない。

著作者は自分の創作物に「社会が黙殺する」事態を望んではいない。「いちいち許諾」は、著作権者にとっても利用者にとっても、手間や時間、経費等がかかり、煩しだけである。その無駄を省略する事は社会にとり利益だ。

〈法〉は以上のような趣旨で、〈法〉の目的「文化の発展への寄与」を根本とした調整をこの「引用」条項でも行なっているとする。

「引用」は「公表された著作物を公正な慣行から外れず、引用の目的に沿って正当な範囲内で行う」ことが要求されている。それを具体的に詳述すると、〈法〉の第三節に規程されている著作権、著作者人格権を侵害するような引用の仕方(例えば、原作の本来の論旨を歪め引用するようなやり方、全体を要約化してダイジェスト版のようにしてしまうやり方、著作物の明記や著作者の氏名表示などをしないやり方等)は公正な慣行とは言えない。又、基本的に利用する側の著作物に引用する原作の内容が、必要性があるのかどうか。関係がないのに「引用」とは言えないのである。これは不自然な引用目的と感ずる。

「引用の目的に沿って」とは、〈委員会〉に限って言えば、批評、研究、報告(報道)などが存在した。通常、小出しで「意見論文」となっているので、学者の「研究論文」のように感じていない人が多いと思うが、同じ問題の調査を継続し、その分析と総括を積み重ねているのは、市民の立派な「研究論文」である。それら個々の意見論文が必要とする「自己意見の補強」の為や「その例証」として示す目的が多く見かけられる。それらの目的を主要なものとし、余分すぎる引用は控えるよう、「正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。」としている。不自然な引用目的とみられるような事や過剰な引用をしない事は著作者への礼儀でもある。心したいものだ。

C. 適法に「引用」し、活発に「意見」を!!

上記のとおり、〈法〉は「無許諾」で「引用」することを認めている。これは既に百年の歴史を持つ「慣行」となっている。〔資料-A2〕の4. 著作権の保護に関する注意、などは〈法〉第三十二条を無視したもので、言論の抑圧を意図したものと見られる「違法」なものであり、撤廃を要求する。

〈委員会〉も委員会(インカイ?)なら、〈庶務〉も庶務(ショームナ!!)である。「シンクタンク」がこの〈法〉を知らない筈がない。知っていて、「一般意見の抑圧に乗り出して来た?」のなら、事態は急を告げているのかも知れない。「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する提案」全般に対する批判は、次に行なう事にする。

この意見論文において、〈法〉の全てを解説した訳ではなく、〈委員会〉の「参考資料 1」への「意見論文」の著作物からの「引用」にほゞ限って説明した。この〈法〉では条文に「慣行」という言が出ていながら、具体例は示されていず、結局は「判例」を追いながら類似性から推察せざるを得なかったり、推察の推察になりかねない分野もありそうである。しかし、それは普通に公正さを考えたりにゆけば、非営利の我々の意見論文が「著作権法違反」となる恐れは、まず無い。これ以上には〈委員会〉へ意見を集中させようではないか。

「もったいない」「ダムは作らない」を選挙マニフェストとして
前委員の 嘉田 由紀子氏が滋賀県知事に当選された。

大変なご快挙であり、心よりお祝いを申します。

この県民の意向を斟酌し近畿地方整備局・淀川水系流域委員会
共に河川整備計画を推進して頂きたい。

淀川水系流域委員会 様

2006年7月7日

伊賀・水と緑の会

第51回淀川水系流域委員会を傍聴させていただき、委員の皆様方のご審議に感謝申し上げます。私たちの会が先日(6/20)要望しました伊賀市の利水に關しまして、利水・水需要管理部会がまとめられた川上ダム「利水者の水需要の精査確認」についてのご意見に賛同し感動しました。

当会は、川上ダム予定地周辺の環境調査の一環として本年度からホタルの生息状況調査に取り組み、6月10日～6月30日まで数回にわたり飛翔を調査しました。その結果をイラストマップと調査表にまとめました。調査に参加した会員は前深瀬川の流域全体にすごい数のホタルの乱舞を見、ダム湖の湖底に沈ませたくない思いを強くしました。川の中にはオオサンショウウオ、川面や周りの木々にホタル、空にはオオタカやサシバ舞う豊かなこの川上の地を、ダムによる影響はないとどうして言えるのでしょうか。

7月1日にFAXで送付しましたが、届いていないとのことでしたので改めて送付させていただきます。よろしくお願ひ致します。

以上

磯崎

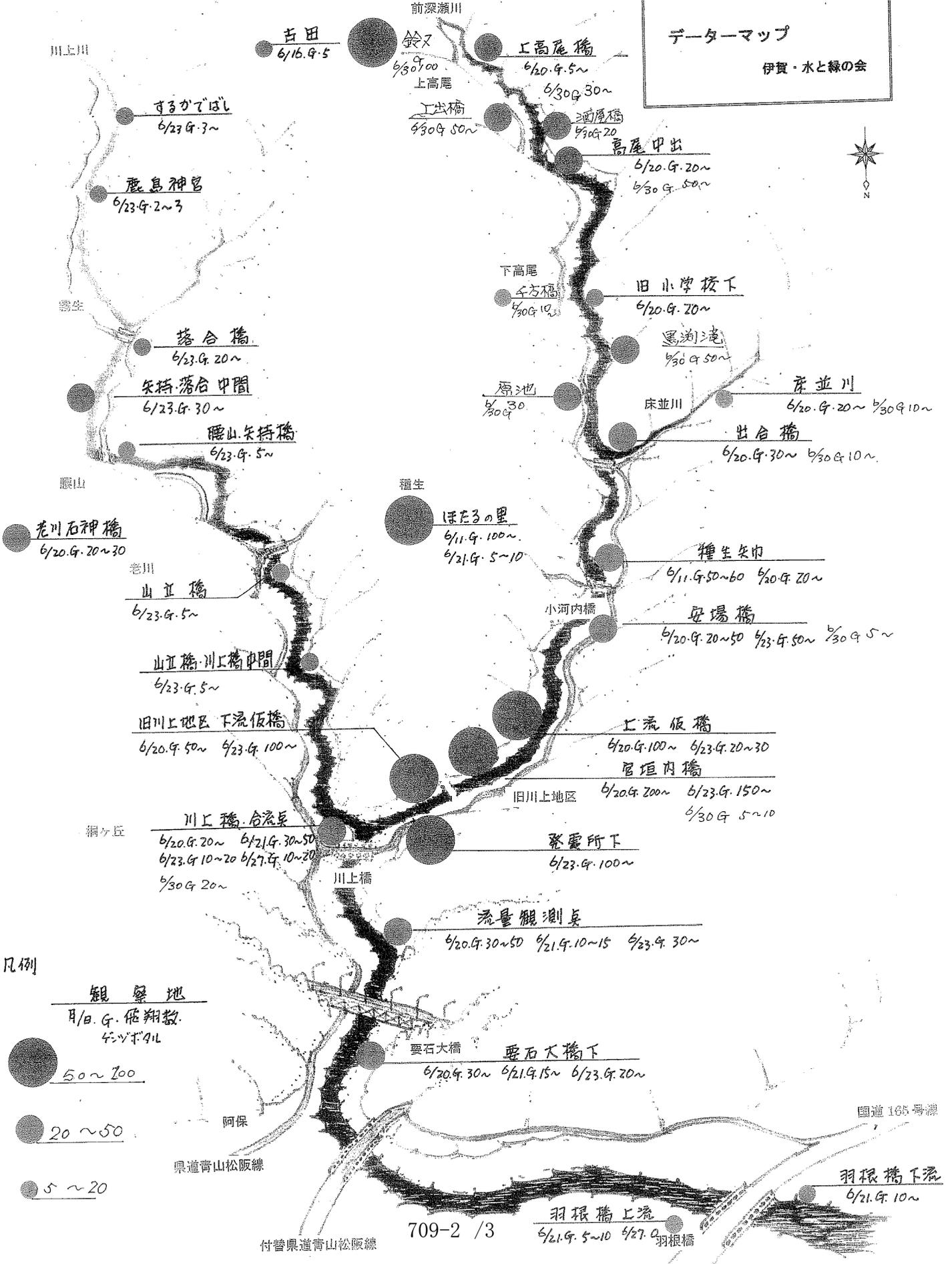
メナード青山

2006.6

ほたるの生息地現況調査

データマップ

伊賀・水と緑の会



自然環境保全と回復（川上ダム建設予定地流域の自然環境等調査）

709 伊賀市水と緑の会 ホタルの生息地現況調査

（川上ダム建設予定地流域以外も含む）

2006年度 ホタル発生調査 集計			（調査日 6/8 ~ 6/30）					
発生場所			ホタルの種類・発生数（匹）・調査方法					
市	河川流域・湖沼など	地域名	ゲンジ	ハイケ	その他			
伊賀市	川上川	川上～山立中間	5	○				
		種生 種生橋	2～3	○				
		腰山	1～2	○				
		矢持 矢持橋	5～6	○				
		矢持小～落合橋間	20	○				
		霧生 落合橋	0	○				
		霧生 鹿島神宮	2～3	○				
		霧生 するかで橋	3	○				
	種生～川上川	種生	50～60	○	○			
	前深瀬川	川上川・前深瀬川合流	川上橋	10～40	○			
			川上中工事用橋	50～200	○			
			川上～小川内	20～40	○			
			川上発電所横	30～40	○			
			川上 宮垣内橋	20～100	○			
			川上 原石山仮橋	20～30	○			
			小川内 安場橋	50	○			
			小川内 小川内橋	3～20	○			
			出合 県道交差点	10	○			
			高尾 中出	20	○			
			高尾 古田	2～3	○	○		
			上高尾橋	5	○			
			高尾 奥出橋	30	○			
			鈴又	100	○			
			上出橋	50	○			
			酒屋橋	20	○			
			中出川	50	○			
			黒淵滝	50	○			
			原池	30	○			
			千方橋	10	○			
			要大橋下	20～30	○			
			小原宅前の川	10～40	○			
			床並川	床並川	出合橋	30	○	
	床並川	5			○			
老川	老川	石神橋	20～30	○	○			
		阿保 西部	1	○				
木津川	木津川	阿保 東部	5～6	○				
		阿保 大村橋	20	○				
		羽根 新羽根橋	5～6	○				
		羽根 コメリ横	4～5	○				
		勝地	5～6	○				
		伊賀神戸	2～3	○	○			
御代川	伊賀新堂	3	○	○				
河合川	阿山 河合	2～3	○	○				
小山川	島ヶ原	100	○	○				
名張市	名張川	短野川	短野	6～7	○	○		
		小波田川	薦原	10	○	○		
		シャックリ川	桔梗南3番地	35	○	○		
		阿清水川	竜口	乱舞	○	○		
		家野	家野	5～6	○	○		

現地確認
情報

現地確認
情報

現地確認
情報

淀川下流における「利水安全度」に対する意見

河川管理者は

「現時点でこういう状況にある」という情報（利水安全度）を提供しているが
どの程度の水源量を確保しておくかという最終的な判断は、利水事業者とし
ての判断だ」

と説明しています。（第7回利水・水需要管理部会結果報告 利水1-1）

それに対して貴委員会は

「利水安全度の計算根拠や条件を示すべき」

と要請されていますが、私も同感です。

しかしそれ以前に淀川下流における水利権量と取水実績を見直しておく必要があると考
えます。そこで私は添付別表の通り比較表を作成してみました。基本的には河川管理者の
提供資料を利用しましたが、H15.8現在の資料なので大阪府が計画している大阪臨海
の工水を水道用への転用などは反映していません。それでもマクロ的には取水量を水利権
量の78%に制限しても、H5~H14の過去10年間の最大取水実績をクリアしている
ことがわかります。しかもこの表では個別の水利使用者の最大取水実績を単純合計してい
るので、特定の日における最大取水量はこの表の合計よりも必ず少なくなるはずで
す。

この表から読みとれる最大の問題点はマクロ的にはOKでも大阪市以外の水道事業者は
水利権量の78%に取水制限されると過去10年間の最大取水実績を確保できなくなるこ
とです。他方大阪市は渇水になったら今まで以上にジャブジャブ水をたれ流さないで「ノ
ルマ？」を達成できなくなることです。もちろん工水、農水も78%の取水制限は全然影
響されません。取水制限の対象を（過去実績でなく）水利権量に変更することが弊害をも
たらすことは明らかです。流域委員会は①渇水時の取水制限のルールを何時から「水利権
ベース」に変更したのか②またそのことを全ての水利使用者が合意したのかどうか、河川
管理者に説明を求めるべきだと考えます。特に大阪府は（貴委員会がすでに指摘している
通り）目標年次H27における一日最大給水量を“利水安全のため”と称して15万m³
も上乗せして231万m³としております。これが過大であることも明らかです。

なおあらためて申し上げるまでもなく大川・神崎川の河川維持流量は70m³/sつま
り日量6,048千m³です。H6はBSLがマイナス150cmを割り込む「非常渇水」
となる恐れもあって、河川維持流量も最大50%もカットされた実績があることはご存じ
の通りです。これほど大幅に流量をカットしても大川に生息するコイが死滅したとの報道
はなかったと記憶しております。元来汚水に強いコイは塩分濃度の上昇や水質の悪化に何
とか耐えられたのでしょう。

淀川に限らず一般に河川は、大雨が降れば氾濫し小雨であれば流量は減少します。この
際大川・神崎川の河川維持流量に関して「渇水時の放流制限基準」を明確に設定しておく
べきではないでしょうか。

以上

淀川下流の水利権量・最大取水実績比較表

単位：千m³/日

水利使用者名		A) 水利権量	B) A×0.78	C) 最大取水実績
①水道	阪神水道	1, 194	931	999
	大阪市	2, 676	2, 087	1, 973
	大阪府	2, 228	1, 738	2, 155
	枚方市	130	101	130
	守口市	62	48	62
	尼崎市	86	67	78
	伊丹市	50	39	49
	寝屋川市	14	11	14
	西宮市	12	9	12
	吹田市	30	23	30
	合計	6, 482	5, 054	5, 502
②工業用水				
7件	1, 772	1, 383	1, 195	
③農業用水				
	1, 298	1, 012	649	
合計	9, 552	7, 449	7, 346	

- 注 (1) H15.8.2 第4回利水部会検討会資料2-3-1により作成
(2) 千m³未満で四捨五入しているため合計が一致しないことがある
(3) 実績対象期間はH5～H14の10年間、ただし農業用水は推定値
(4) 工業用水の水利使用者名はつぎの通り

大阪市
大阪府
伊丹市
尼崎市
西宮市
神戸市
大阪臨海

京都府の水需要の精査確認についての意見

第51回委員会審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての意見(案)」において

利水1-1で 京都府はおおむね妥当である

ダム3-5で 京都府は見直しにより、水需要予測を日量20.45万m³から日量17.18万m³に下方修正し、不足量0.6m³/sを天ヶ瀬ダム再開発により引き続き参加する予定である。妥当であると評価できるとされています。

しかし私は「妥当である」とは評価できないと考えます。理由は下記のとおりですが、流域委員会の意見書を確定される前に見直して下さるよう強く要請します。

下表は第7回利水・水需要管理部会の審議資料1-1を見やすく加工したものです。京都府が天ヶ瀬ダム再開発で0.6m³/sの水利権を獲得すると、獲得後の水利権は需要予測量1.988m³/s(=日量換算17.18万m³)に対して2.68m³/sとなってしまいます。

元来京都府は、需要量が一番多い宇治浄水場が施設能力の大半を暫定水利権で凌ぎ、他方木津および乙訓浄水場は取得済みの水利権を持て余しているという構造的な問題を抱えています。(2浄水場の施設能力に対して水利権が0.6m³/sも余っています)したがって仮に天ヶ瀬ダム再開発で0.6m³/sの水利権を獲得するなら、木津・乙訓関連の水利権0.6m³/sを返上させ三重県の利水計画に充当させるべきです。

京都府水利権・H13取水実績・浄水場施設能力比較表

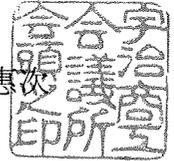
	水 利 権			H13実績	施設能力
	取得済み	計画	合計		
宇治	0.3	0.6	0.9	0.96	1.2
木津	0.9		0.9	0.41	0.6
乙訓	0.88		0.88	0.35	0.58
合計	2.08	0.6	2.68	1.73	2.38

706 宇治商工会議所 会頭 中川恵次氏
社団法人宇治市観光協会 会長 山本哲治氏
宇治川漁業協同組合 代表理事組合長 中村英一氏

平成 18 年 7 月 6 日

淀川水系流域委員会
委員長 今本博健 様

宇治商工会議所 会頭 中川 恵次



社団法人宇治市観光協会 会長 山本



宇治川漁業協同組合 代表理事組合長 中村 英一



宇治川の環境保全について要望

貴委員会におかれましては、淀川水系における新たな河川整備を目指し、「河川整備計画基礎原案、基礎案」について学識経験者として重要な意見を述べ、計画策定にむけての意見集約にご尽力を賜り、敬意を表します。

このたびの「河川整備計画基礎案」につきましても、上流域（琵琶湖）、並びに下流域（淀川）の抱える諸問題について、特に河川環境には十分ご配慮頂いたものと理解いたします。

さて、私ども宇治市域につきましても、先ず市民の生命・財産が守られますように宇治川改修の早期実現を望んでいるところでありますが、最近の宇治川では様々な異変が生じ、多くの市民から不安を覚えるとの意見が寄せられています。

つきましては、過日国土交通省に対し、別紙のとおり要望いたしましたが、貴委員会におかれましても是非十分な調査、検討を賜りますようお願い申し上げます。

河川環境が守られた上で整備計画（案）が策定されることを強く望みます。

706 宇治商工会議所 会頭 中川恵次氏
社団法人宇治市観光協会 会長 山本哲治氏
宇治川漁業協同組合 代表理事組合長 中村英一氏

平成 18 年 6 月 26 日

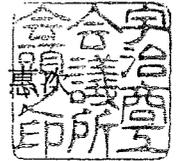
国土交通省近畿地方整備局

淀川河川事務所 所長 吉田 延雄 様

琵琶湖河川事務所 所長 河村 賢二 様

淀川ダム統合管理事務所 所長 神矢 弘 様

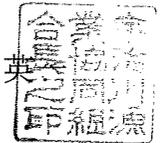
宇治商工会議所 会頭 中川



社団法人宇治市観光協会 会長 山本



宇治川漁業協同組合 代表理事組合長 中村



要 望 書

貴職におかれては、淀川水系流域の住民の生命と財産を守るため、河川整備に多大なる尽力を賜り心より感謝と敬意を表します。

さて、ご案内のとおり私たちのまち宇治市は、いにしえから宇治川の恵みと共に大きく発展を遂げて参りました。

宇治市民にとって宇治川は、豊かな文化を育み、数多くの歴史遺産を今に残すかけがえのない財産であります。

その貴重な宇治川に今様々な変化が現れているという多くの意見が寄せられています。

その主なものは

- ◎ 朝夕多くの小魚が清流でとび跳ねていたが、最近では魚影が著しく少なくなり、その姿が見受けられない。
- ◎ シラスウナギがクロコに成長し、群をなして遡上していたが、近年殆ど見受けられなくなった。

706 宇治商工会議所 会頭 中川恵次氏
社団法人宇治市観光協会 会長 山本哲治氏
宇治川漁業協同組合 代表理事組合長 中村英一氏

- ◎ 近年、宇治川河畔での源氏ボタルの自然繁殖が観察出来なくなった。
- ◎ 浅瀬や淵の岩石に繁茂していた珪藻類が、著しく減少し、川底がもろもろの汚物様のものでも覆われている。
- ◎ 最近、水面を泡状の物質が多量に流れる様子が見受けられ、水質が汚染されているのではないかと不安を覚える。
- ◎ 最近好天が続いている時期にあっても、洪水時と変わらぬ放流がある。
- ◎ 天ヶ瀬ダム放流が止まり、宇治川の水位が低下した後において、白い帯状の線が顕著に現れ、景観を著しく阻害している。

等、いずれも河川環境に異変が生じているものではないかと危惧される事象であります。

つきましては、下記事項について早急に調査の上、原因を明らかにして頂き、その結果を公表下さるよう要望いたします。

記

- 1、 天ヶ瀬ダム建設以前と以後の魚族の生息状況と減少の要因。
- 2、 源氏ボタルの生息状況と減少の要因。
- 3、 川底に沈殿している物質は何か、又その原因は。
- 4、 水面を流れる泡状の物質は何か、又その原因は。
- 5、 今年、天ヶ瀬ダム並びに関西電力天ヶ瀬発電所が放流した流量 (m³/日)。
- 6、 宇治川の水位低下後に現れる現象の原因。
- 7、 天ヶ瀬ダム湖に於ける水深10m間隔の水質。
DO, BOD, COD, SS, プランクトン組成 (種量)、クロロフィル量等

以上

『淀川水系流域委員会 / / 考』 = その 2 =

2006.5.2

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野 隆彦

第 2 部 「委員会運営のあり方」

A . はじめに

ここに書こうとする内容は、意見書 695 に著した『淀川水系流域委員会 / / 考』第 1 部「生みの親たち」に継ぐ論考であり、元々構想の骨格があったのであるが、第 48 回委員会以降、新執行部誕生を契機として「2 月以降の委員会運営の課題について」(060118 . 48「意見交換資料 1」) に対し、検討議論が行われると共に、一般傍聴者に対しても「今後の委員会運営に対する」意見聴取が行われ、続く第 49 回委員会での「一般傍聴者からの意見聴取の方法について」として委員会審議及び一般傍聴者からの「意見聴取」があったのみならず、第 50 回委員会では「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」(060424「意見交換資料 1」) が出されるに及んだ為、この最近の事態への考察を中心としてまとめたいと思う。

B . 成功の為の 3 つの要素

- 1 . 委員そのものの努力
- 2 . 国民の理解と協力
- 3 . 河川管理者の積極的、全面的協力

淀川水系流域委員会（第 1 次委員会）が曲がりなりにも「淀川モデル」として高い評価を受けるに至った経緯を後振りして観る時、以上の 3 要素は完璧とはとても言えないにしろ、そろっていた事が見てとれる。

特に、「3 . 河川管理者の積極的、全面的協力」は並々ならぬものであった事は、上記意見書 695 に示したとおりである。しかし、2004 春から近畿地整内に変化が生まれた。反動である。これは「ダム建設に依存しようとする立場」の台頭と言えよう。おりしも「住民対話集会」真の盛りで、これを利用した画策が蠢動した。「住民意見の反映」と言わんばかりに、第 1 回アンケート結果が何度も繰返し報告され、それが「ダム建設促進派の大量動員によるものである」事は伏せられていた。「木津上」では住民の最終意見は各々個々の「提案」として提出されたが、十把一からげにホームページ上で切り捨てて、個々への具体的な回答になっていない。住民全体は他の意味でも、全く「利用されただけ」であった。そして「水需要の精査・確認を遅らせる」「対象洪水の従来説明を一転、バーチャル洪水で

の浸水被害シュミレーション連発説明」など委員会審議は振り回されたのである。

今もこの流れは続いていて、「岩倉峡の流下能力」にからむマニングの粗度係数を「検討委員会」の結論に大きく反して、 $n = 0.045$ を採用すると表明しているが、これの理由も、言い訳もなく、頑固に硬直している理由は「川上ダム建設の治水必要論」が崩壊するのを恐れているのであって、更に意見書 689 の最後に推察したような次第であろう。〈資料 1 - 1 〉

更に更に、「委員会予算」を減らして来ている。これらの流れをどう委員の皆さんは考えているのか。感じているのか？

以上のように、河川管理者側の態度が変わってきている事実を、厳しく冷静にみなければならぬ。

「2. 国民の理解と協力」はどうであったか。

まず「環境世論」は広がっており、「流域委員会」の役割を知った人達、その後「提言」（030117 版）を知ることになった人々は大部分が共鳴した。今では「川上ダム建設促進期成同盟」の人々でも『環境を損なわない方法でダムを建設するべきだ』と述べるようになった。2年前では『環境環境というが、人間の生命とどっちが大事やねん！』とゴネル人も多く、テコズツタ事もあった。勿論その場で論理的に説明しても、言辞的実感が湧かない上に「思い込みが強い」と、「人間も環境の一部である」認識が、「トンデモナイ宗教教理」のように思えるのか、「虫や魚と一緒にするな！あんたも人間やろがな！」と一喝された。

最近はずがにそのような人と出会っていない。これが即、「淀川水系流域委員会」の活動の影響とは言えないが、これ迄色々な形で発信してきた情報は時間が経過するにつれ、浸透していつているのではないかと、積み重なってきているのではないかとと思われるのである。

委員会が積極的に「意見聴取を求め」、又積極的に「委員会情報」を発信し続ける事が、流域住民をはじめ国民の関心を高め、その理解と協力を喚起する事になるのである。

「1. 委員そのものの努力」は言う迄もなく、主体性の問題である。

最近（2005 年中）の審議を見ていて、どうも個々の委員達が審議や意見書起草に充実して関わっていないのではないかと考えている。

特に何かの課題があれば、積極的に情報収集に当たらなければならない。自らも現地へ足を運んだり、文献を漁ったり、嫌がられても河川管理者情報（公文書など）、各行政機関情報を開示するよう要求しなければならない。又、それらの分析を通じて成立する意見を「参考資料 1」に委員意見としてどんどん発表していくべきである。審議を充実させる為に、もっともっと「参考資料 1」を活用すべきであると提案したい。

これから新たな調査が必要であれば、遠慮せず積極的に河川管理者に要求すべきである。

これらは「立派な」河川整備計画策定の為、必要な経費であり、「委員会予算」とは別として「河川調査費」から回すべきものである。

委員会および委員からの情報開示請求の努力不足は、例えば、「水資源機構管掌の川上ダム環境3委員会議事録」及び「川上ダム基本高水決定検討書」など私が請求しているのみである。その他、昨年7月の段階で委員諸氏より数多くの質問が河川管理者に対し出されているが、回答で終結したものは少数で、まだ多くの未回答事案がある。

いつまでも「宙ぶらりん」で忘れてもらっては困る。特に今本委員からの「岩倉峡部分開削で、下流の水位がどれだけ上昇するか。その事で島ヶ原などで破堤や越流の危険を具体的に示して貰いたい。〔要略〕」など今後の審議を考える時、重要な質問に今もって答えがない。督促の必要があろう。

委員会出席率が悪い数名の委員の内、3名が辞職された事になるが、これは選任前に適格かどうかの判断が、慎重ではなかった事を示している。居住及び勤務地が遠過ぎ、委員会出席は初めから無理と思われていた人、現在、大学などの勤務や研究活動などがあり多忙である人達に、十二分に念押しをするべきであったろう。と同時に言いたいのは本人そのものの努力も欠けていたのではなかろうか、という事である。

委員たちから今も「言い訳」が聞こえてくる。気の毒なとも思うが、「偉大な事業」を決定する為の立場の皆さんである事の自覚と流域住民の期待を担っているとの思いをもって、積極的に参加されん事を希むものです。

C. 「一般からの意見提出および傍聴者発言の規制提案」

第50回委員会に出された提案の正式名称は<資料 2>を参照願いたい。そしてとりあえず、その提案の細かい規程である部分を<資料 3>以降<資料 5>迄確認されたい。

この提案に対し、意見交換を求められたので、私は次のように殆んど全面的反対の意見を述べている。

『この提案の根本的理由は一体何なのか。「意見書枚数制限」など、「実質的な一般住民、傍聴者意見の制限」となるこのような提案が、どのような根拠で必要とされるのか。「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障をもたらしている」とする具体例、事例を全て挙げて貰いたい。〔要旨〕』

『こういった「言論抑制策」の前に、委員会は「一般流域住民の意見・考えをどう求め、どう反映していくか」の重大課題を、もっともっと積極的に追求していくべきではないのか。〔要旨〕』

『「無駄を排したい」と言うなら、例えば、審議資料などの配布資料にしても、何度も何度も同一人に手渡してきたが、「傍聴確認ハガキ」に「・・・会(2006.02.18)にて審議資料2-1を手渡し済み。今回はご持参乞う。」などと、庶務的な工夫をもって、殆んど完全

な改善ができる。こういった知恵を絞らないで、何と愚かな提案か。〔要約〕
ここに於いて詳しく解説し、この危険な「提案」の本音を探ろうと思う。

「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていること」「一部の方の発言が委員会運営に支障をきたしたこと（たとえば 審議内容と無関係の発言、発言者の固定、 発言時間が長すぎる、など）

上記のような理由で、ルールを設け、従って貰いたいと言う訳である。

さて、委員会の健全な運営にしばしば支障が生じているのか。私は、『具体例、事例をずうっと挙げてください』と求めている。

しかるに、今本委員長が答えたのは『例えば端的に言いまして、浅野さんからこれまでいろいろといただきました資料は随分重複がありました。（中略）例えば岩倉峡での水位と流量のデータ、これはいついつのを参照してくださいという形にしていただければ、それを見ればいいわけですので、そういう面はあったと思っています。』

三田村副委員長からは何も返答は出ない。

この事は、この提案が非常に「低次元」のものである事を物語っている。又、私の意見書の資料は随分と重複しているのかと調べてみたが、同一意見では見当たらず、考えてみれば各々の意見書にその必要な資料を添えて示さなければ、読む側がそれを探さねばならず、なければ理解が起きない事態も起こりうる。委員長の言う通りにするとかえって不透明意見になりかねない訳である。

実のところ、本音は「金盛委員の発言を巡っての酒井さんの傍聴者発言」にあるのではないかと推察する。

これは計らずも、第50回委員会参考資料1意見書 693にて佐川さんが「流域委員会の今後の運営についてのお願い」に「3）金盛委員の少数意見について」として述べられているように問題となったのであり、その後の傍聴者発言で酒井さんが「怒気鋭く」それを指摘された。それで金盛委員はプライドを傷つけられたと感じられ、立腹した発言をされた。これが引き摺っているのである。この件では、私は佐川さんのように指摘するよう心懸けねばならないと思う。委員会は具体的に酒井さんに説明し、「怒気など示さず、個人攻撃的にならないよう気をつけて下さい。」と委員長が話せば済むことで、全体の意見発表を狭い箱に閉じ込めるような規制案を考えるべきではないのである。〈資料-9,10〉

意見書枚数へのこだわりで、環境問題としての意見や一般意見書全体の枚数を数え、金額をはじいての委員意見も出ていたが、環境問題を言えば、全て委員会の出版物、封筒などなど、審議資料も「紙は再生紙にしよう」との提案の方が次元が高いのではないか。経済を言うのであれば、「無駄をなくす方向」として、本委員会、部会を通じ同一人に2部3部と審議資料が重複して配布されるのを防止するシステムと、河川管理職員が必要以上に参集しているのを整理抑制しよう。これは河川コンサルタントや関連会社社員達にもお願いしよう。

検討会、学習会などはメーリングリストで電子メール意見交換で済ませられるよう工夫しよう。会場費用、交通費、人件費を節約するのだ。このように、もっともっと大きい金額について検討されるようお願いする。

〔注〕： ここでは緊急を要する《一般意見等の規制》案に対応する為、「テーマ」について全面的に論考することができず、又、委員会提案の細部に対する具体的検証に迄、踏み込む事が出来なかった。

そこに示された細々とした規制対象を概括して述べれば、「表現の自由を抑制する」実質的な負担を一般住民に強いるものであり、非常に危険な規制である。それらは意見の根拠を明瞭に判読して貰う為に必要欠くべからずの、資料の色分けであったり、大きさであったり、紙数であったり、様式であったり、手書き原稿のワープロ整理（庶務への依頼）などの配慮であり、多くの読者の正確な読解を助けている事を忘れてはならない。

いずれにしても本稿は緊急性をもって「とりあえず」まとめたものであるので、今後の内容を広げ深め、改訂版を示すことになる。

『岩倉峡流下能力の再検証』その2.

= (岩倉峡流下能力検討会報告書) と関連して=

‘06.2.6

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野 隆彦

「岩倉峡流下能力検討会」が、ズサンな資料を与えられ検討を行った事に対し、真の学術的意義が存しない内容であることを、意見書No.681『?学者が雁首揃え 舟滝を登る』=岩倉峡流下能力をめぐるトンデモない検討=で、具体的に指摘している。

その後、意見書No.688『岩倉峡流下能力の再検証』その1=真の流下能力への一つの道=と題し、全観測データの分析から「最多集中水面勾配」を導き、横断面各所の河道特性を見極めた粗度係数の推定をもって、岩倉観測所地点の「無害流量」(堤防天端一余裕高)流下能力水力計算を行ない、結果的に $Q=4457 \text{ m}^3/\text{s}$ (水深 11.72m) $n=0.0387$ を得た。

上記「検討会」はトンデモない検討ではありながら、報告書 6P.「3-3 水位・流量関係についての総合判断」に於て、『流量観測値との比較から、 n が 0.030 から 0.045 の間の値であることは明らかであるが、いずれの値とするかは、目的によって、「裁量で決める」としかいいようがない。河川工学者としての立場からいえば、中央値としての $n=0.0375$ 程度を採用するのが適切と考える。』としている。_____ラインを付けたところが「検討会」判定の「主文」なのであるが、それにも関わらず、木津川上流河川事務所は $n=0.045$ にコダワルとしている。「検討会報告書」で「4 過大あるいは過小の水位・流量関係を適用した場合の影響」として、7p~9pにわたって「クドイ」ほど丁寧に上流の危険、下流の危険に大いに影響するから、 n 値採用に『慎重のうえにも慎重を期して検討する必要がある。』と結論づけているにも関わらず、「脳天奇」なのか「バカ丸・・・」なのか判らないが、全く慎重に検討した風もなく、アッサリと最も高い n 値を採用すると宣言しているのである。又、この数値は2年前の「木津川上流住民対話集会」の時点で聞いていたもので、「アイタクチガフサガラナイ」とはこの事である。

〔A〕 $n=0.03$ の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.03} \sqrt[3]{\left(\frac{AT}{ST}\right)^2 \sqrt{0.0022}} \approx 33.3 \sqrt[3]{\left(\frac{1021.3}{149.9}\right)^2 \times 0.047}$$

$$\approx 33.3 \times 3.59 \times 0.047 \approx 5.48 \text{ (m/s)}$$

$$Q = A v = 1021.3 \times 5.48 \approx 5.597 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

[B] $n=0.0375$ の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.0375} \times 3.59 \times 0.047 \approx 4.5 \text{ (m/s)}$$

$$Q = 1021.3 \times 4.5 \approx 4596 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

[C] $n=0.045$ の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.045} \times 3.59 \times 0.047 \approx 3.75 \text{ (m/s)}$$

$$Q = 1021.3 \times 3.75 \approx 3830 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

上記の計算は岩倉観測所第1断面から第2断面へ水深 11.72m で 1/455 の水面勾配をもって流れる時の流下能力で、 n 値各々で検算してみた。

現在のところ、「岩倉峡流下能力」の真値に「絶対の根拠」は見えていない。しかし、昭和 48 年からの実際観測データを誤差と共に十分認識し、学ばなければならない。その点「検討会報告書」の結論が『 n 値 0.03 から 0.045 の間であり、 $n=0.0375$ 程度を採用することが適切である』としている根拠が『流量観測値から見て n 値が 0.03~0.045 の間に収まっていることが明白である』とした判断は先ず妥当と言える。

上記計算のように、 $n=0.03$ [A] と $n=0.045$ [C] の違いには、1767 m^3/s もの洪水量が立上る。 $n=0.0375$ [B] にしておけば、1001 m^3/s に軽減する。[C] との違いも 766 m^3/s と少ない。この方が両方への対処が容易であることは自明の筈であろう。「しかあーし」カタクナに n 値 0.045 を採ると言う。

では仕方がない、胸の裡を推察してみよう。

《 n 値 0.0375 を採用すると、「無害流量」流下能力が約 4600 m^3/s となり、上野遊水地でさえ不要であった事実がバレルからである！》《今になってダム治水不要、上野遊水地不要では関係者から袋叩きにされかねない！》《国土交通省の体面を保てない！》そんな嘘は、もう、大々先輩の責任にして、国民に対し素直に向き直そうよ。

2006年4月24日
淀川水系流域委員会

一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案

淀川水系流域委員会は、発足当初から会議ならびに情報の公開を原則とするとともに、広く一般住民・傍聴者から意見を聴取し、委員会審議に役立ててまいりました。委員会は積極的なご意見の提出に深謝しております。

さて、最近開催の流域委員会（部会を含む）において、一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていることをご承知のことと存じます。そこで委員会では、委員会の発展のために一般の方々からの意見提出についてより改善したルールを下記のごとく提案することにいたしました。今後とも一般の方々からのご意見を聴取し委員会のさらなる飛躍をする所存です。ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(1) 住民意見提出

従来、当委員会では、一般住民から寄せられた意見（文書）などは、書式などについての取り決めがなく（その様式、紙数、白黒／カラー、原稿の手書き／ワープロなど）、また、配布に当たっても、複数の委員会と部会において同じ提出文書を繰り返し配布してまいりました。しかしながら、これらは環境の時代（省資源）とは相容れない行為であり、委員会は真摯に反省しております。今後は、一定のルール（別紙1）を定め、それに従った意見・資料を受け付けて委員会で配布したく考えております。

(2) 一般傍聴者発言

従来、当委員会では、審議終了後に一般傍聴者からの意見聴取を行ってまいりましたが、一部の方の発言が委員会運営に支障をきたしたこと（たとえば、①審議内容と無関係の発言、②発言者の固定、③発言時間が長すぎる、など）がありました。そこで、今後は、一定のルール（別紙2）を設け、できるだけ多くの人に、有意な発言をお願いするように考えております。

委員会への意見の提出および資料等の配付に係るお願い(案)

委員会の円滑な運営のため、意見の提出および資料等の配付について、一般の方々に以下の点ご協力をお願いいたします。

1. 委員会への意見の提出に係るお願い

この件については、会議において従来より「委員および一般からのご意見（参考資料 1）」として配付している資料に係わるお願いです。

(1) 提出される意見原稿の体裁

- ・ A 4 サイズでお願いします。A 3 折り込みはご遠慮下さい。
- ・ 白黒コピーに耐えるものでお願いします。
- ・ そのままコピーが可能な、完成原稿の形で提出して下さい(庶務でのワープロ、写植等の作業はいたしかねます)。

(2) 意見の分量

- ・ 1つの意見についてA 4 で、3枚以内になるようお願いします。

(3) 内容

- ・ 裏面の 3-(1) に留意して下さい。

(4) 公表・配付等

- ・ 特にことわりがない場合、提出後の直近の会議(委員会、部会等)で参考資料 1 として配付させていただきます。
- ・ 提出いただいた意見は、ホームページ上でも公開させていただきます。

(5) 意見の提出要領

- ・ 意見は庶務宛、メールまたは郵送(宅配を含む)で提出して下さい。
- ・ 特定の会議で公表したい場合は、当該会議開催の 2 営業日前(例えば月曜開催で土日休日の場合、木曜)の 17 時までに、その旨を明記した上で、庶務宛提出して下さい。

(6) 注意事項

- ・ 公表・配付用資料作成にあたり、体裁等について、庶務で編集させていただくことがあります。
- ・ 3-(1) に抵触する場合、提出意見の一部または全てについて、公表・配付を控えさせていただきます。

一般傍聴者からの意見聴取について(案)

会議の際の一般傍聴者から意見聴取について、下記の要領で対応を検討する。

1. 実施要領

(1) 従来

- ・会場において挙手にて、発言希望を確認し、原則すべての希望者に発言の機会を与える。
- ・発言時間については、状況に応じて対応し、あまり長くなりすぎる場合などは注意を促す。

(2) 変更案

- ①会議の配付資料の中に発言に関するお願い（一般傍聴発言にあたってのお願い）と発言希望を申し出る記入用紙（一般傍聴発言希望記入用紙）を添付する。
- ②一般傍聴発言希望記入用紙に記入いただき、休憩時間の終了までに、庶務の受付箱に投入してもらう。
- ③発言希望者には、原則として発言の機会を認める。ただし、発言内容に多大の問題点があると判断された場合は、理由を付して発言を遠慮していただく。
- ④発言時、一定時間(約3分程度)を過ぎた時点で、注意をうながす。

※審議の過程で感じたこと記入し、提出してもらえる機会も確保する（「流域委員会についてのアンケート記入用紙」を配布）。

2. 標記に関する会議会場における対応

- ・従来から配付している「発言にあたってのお願い」に、必要事項を明記する。
- ・新規に、「一般傍聴発言希望記入用紙」と「流域委員会についてのアンケート記入用紙」を配付する。

2. 会議等の場における資料の配付に係るお願い

(1)体裁

特に定めません。

(2)配付要領

- ・配付は、ご自身で行って下さい。
- ・会議の審議中における配付はご遠慮下さい。
- ・配付は、会場の中及び入り口周辺で行い、会議参加者や施設の一般利用者等の邪魔にならないよう配慮して下さい。
- ・会議場に設置する資料コーナーに置いていただくことも可能です。この場合、会場受付まで申し出て下さい。事前に庶務宛送付される場合は、その旨事前に庶務まで連絡頂くとともに、会議の2営業日前の17時までに届くようお願いします。

(3)注意事項

- ・会議の運営の妨げになると考えられる場合、配付を中断いただく場合があります。
- ・下記の3-(1)(2)に抵触する場合、配付を中断していただく場合があります。

3. 意見の提出・資料配付に係わる全般的なお願い

(1)意見提出や資料配付の目的について

- ・意見の提出や、資料の配付については、どちらも「委員会に対して」であることにご留意下さい。

(2)意見・資料の内容について

基本的には、提出者の自由としますが、以下の点に配慮して下さい。

- ・委員会審議に関連ある内容であること。
- ・個人情報、稀少生物等に係わる秘匿の必要性に配慮すること。
- ・記載内容について、個人の誹謗中傷にならないこと。
- ・その他、公序良俗に反しない内容であること。

(3)その他

- ・ご不明の点については、委員会庶務までご相談下さい。

TEL : 06-6209-0034 FAX : 06-6209-0036 MAIL : yodogawa@jmar.co.jp

2006. 2. 16

佐川 克弘

流域委員会の今後の運営についてお願い

1) 委員会の開催頻度と情報公開

第49回委員会において今本委員長から、経費節減のため今後の委員会の開催頻度を縮小するが、非公開の会議内容についても従来どおり情報公開に努めたい旨発言がありました。

貴重な税金を使っているのですから委員会の開催頻度を縮小するのはやむを得ないと考えます。私は淀川水系流域委員会が積極的に情報公開していたことを評価しております。つきましてはインターネットだけでなく、今後も委員会開催の際配布される「結果報告」は従来どおり継続してくださるようお願いいたします。

2) 利水・水需要管理部会

やむを得ない事情があったことはわかりますが、荻野部会長が認められている通り昨年の利水・水需要部会は事実上“開店休業”でした。特に丹生ダムの異常渇水時に果たして「緊急水」の補給が必要かどうか部会としての検討が求められていると考えます。そのためには河川管理者の渇水シュミレーションのバックデータを提示してもらって検証するだけでなく（滋賀県がバックデータまで発表していることはご存じの通りです）、関西のダムと水道を考える会代表の野村東洋夫氏が言われているように過去の渇水年における大川の維持用水のカット実績とその影響の検証も不可欠だと考えます。

幸い荻野部会長から力強い“決意表明”がありましたので大いに期待しております。

3) 金盛委員の少数意見について

金盛委員は2005. 12. 22付の「淀川水系5ダムの調査検討のついでの見解」で少数意見を表明されました。もたろん私は委員全員の意見が一致することが決して望ましいと考えておりませんし、かえって株主総会の“シャンシャン総会”のようになってしまったら恐ろしいと考えております。

しかし私が誤解していたらお詫びしなければなりません。金盛委員は堤防補強に関する河川管理者と流域委員会とのコンセンサスをご存じないのではないかと、ご存じないから「破堤の危険が低下したことで余裕高を流量増として加算してよいとは考えません。余裕高は計画時点や維持管理上の不確定要素を水位に含めたものであります。」と述べられたのではないのでしょうか。

というのは河川管理者はH14. 9「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を委員会に提出し“いつまで経ってもできない「淀川の制御」に拘泥するのではなく、「淀川は溢れるのだ。その際に壊滅的な被害だけは避ける。その上で浸水被害をできるだけ少なくする。」という考え方に方向を変えるべきです。”そのために越水しても破堤しないよう堤防を強化し、浸水しても家屋は破壊されない・ライフラインは途絶しない地域整備と、洪水氾濫を織り込み済みとした避難体制整備・土地利用誘導などソフト面を含めて“地域を洪水に「しぶとく、したたかに」受け入れるように変えていくべ

きだ。”とアピールしたのです。

発表されたのは元淀川河川事務所の宮本氏でしたが、それを聞いて感銘したのは私だけではなかったと思います。流域委員会（当時の委員長は芦田氏）もその考え方を全面的に「提言」に取り入れたのでした。従って流域委員会の検討の流れにおいては「堤防強化」に「余裕高」で流量増を加算しようというような“セコイ考え方”は無かったと考えます。従って金盛委員のご意見は、流域委員会の検討の流れをご存じないためのご意見であり、結果失礼ながら見当違いのご意見と言えるのではないのでしょうか。

ただし私が金盛委員の少数意見を取り上げたのは金盛委員を非難するためではありません。第1次委員会から継続した委員でなければ、上に紹介した事情をご存じなくて当然です。新規委員に過去の委員会審議の重要事項を知っていただくことは河川管理者の任務だと考えます。また新規委員は、少なくとも流域委員会がこれまでに提出した「提言」「意見書」を熟読含味し、疑問点を質しておくことも当然求められると考えます。

今後の流域委員会の審議内容をより充実させるため、河川管理者・委員各位に配慮していただきたくお願いいたします。

以上